

# 葛尾村集中改革プラン

平成 1 8 年 3 月

葛 尾 村

# 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| はじめに                 | 1  |
| 第1 基本方針              | 2  |
| 1 最重要課題としての行財政改革     | 2  |
| 2 行政改革大綱の見直し         | 2  |
| 3 行財政改革推進に当たっての基本的事項 | 2  |
| 第2 計画期間              | 3  |
| 第3 推進体制              | 3  |
| 第4 行政改革推進上の主要事項      | 3  |
| 1 事務事業の見直し           | 3  |
| (1) 事務事業の整理合理化等      | 4  |
| (2) 民間活力の導入          | 4  |
| (3) 補助金等の整理合理化       | 5  |
| (4) 参画と協働のむらづくり      | 5  |
| (5) 行政評価の導入          | 5  |
| 2 簡素で効率的な行政運営の推進     | 5  |
| (1) 行政サービスの向上        | 5  |
| (2) 組織・機構の見直し        | 5  |
| (3) 定員管理・給与の適正化      | 6  |
| (4) 人材育成の推進・多様な人材の確保 | 6  |
| (5) 行政情報化等の推進        | 6  |
| (6) 情報公開の推進          | 6  |
| 3 安定的で持続可能な財政運営の確率   | 7  |
| (1) 財政の健全化           | 7  |
| (2) 公共工事について         | 7  |
| 4 地方公営企業の経営健全化       | 7  |
| 簡易水道事業               | 7  |
| 5 第三セクターの抜本的な見直し     | 8  |
| 第5 地方議会              | 8  |
| 別紙1 葛尾村定員適正化計画       | 9  |
| 別紙2 経費節減等の財政効果       | 10 |
| 別紙3 第三セクター出資金一覧      | 12 |

# は じ め に

少子・高齢化、住民の価値観の多様化等社会経済情勢が大きく変化しつつある中で、地方分権の進行が更に進み地方自治体の役割はますます重要になってきています。

このような中で、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の実現を図ってゆくことが求められている。

村は、これまでも次の行政改革大綱に基づき、行財政の見直しを継続的に実施してきました。

- 1 「葛尾村行政改革大綱」 （昭和60年度策定）
- 2 「新葛尾村行政改革大綱」 （平成8年度策定）
- 3 「葛尾村行財政改革大綱」 （平成12年3月策定）
  - ・ 事務事業の見直し  
民間活力と事務事業の民間委託、行政情報化の推進
  - ・ 行政組織の見直し  
行政サービス向上等の組織見直し
  - ・ 定員管理の適正化と給与制度の適正化

三位一体改革、地方交付税制度改革等で補助金、交付金の削減や臨時財政対策債の減額等とともに財源委譲される税制部分が不明確であること等、本村の行財政が一段と厳しさを増している。

究極の行政改革といわれる市町村合併を国は「本格的な地方分権の受け皿」として積極的に推進しているが、当双葉地方は、全国有数の電源地帯で、8町村それぞれの財政状況がまちまちで、未だ合併の気運は盛り上がっていない。

このような状況の中で、葛尾村としての生き残りをかけ、事務の合理化、組織機構の再編、適正な住民サービスのあり方等を再度検証し、行政面・財政面の全ての業務・事業の徹底的見直しを進め、健全な住民サービスの提供により、効率的で魅力のあるむらづくりを実現していくため、「葛尾村集中改革プラン」を策定します。

## 第1 基本方針

### 1 最重要課題としての行財政改革

地方分権の推進が時代の大きな流れとなっているなか、少子・高齢化が進行する中で住民福祉の向上、高度情報化社会への対応、個性的で活力ある地域社会の実現等地方公共団体の果たすべき役割は、ますます重要となっていることから、常に柔軟な組織の再編成や財政構造改革を最重要課題として取り組まなければならない。

### 2 行財政改革大綱の見直し

村においては、昭和60年度に策定した「葛尾村行政改革大綱」、平成8年度に策定した「新葛尾村行政改革大綱」、平成12年に策定した「葛尾村行財政改革大綱」に基づき、行財政の見直しを継続的に実施してきたところである。

そのような中で、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、総務省から「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」（以下「新指針」という。）が示されました。

新指針を踏まえ住民に身近な基礎的自治体として、真に必要なサービスを安定かつ効果的に提供できるよう取り組みます。

また、自己決定と自己責任のもと、行財政能力の一層の向上を図り、簡素で効率的な行政体制の確立を目指すこととします。

そのためには、公正で開かれた行政の実現がかかせないことから、積極的な情報の公開と説明責任の徹底に努めます。

このような新しい観点に立って、行財政運営全般を見直し、その改善を図るため、「葛尾村集中改革プラン」を策定します。

### 3 行財政改革推進に当たっての基本的事項

村は、「村民一人ひとりが住んでよかったと思える葛尾村の創造」を目指した、「第四次葛尾村振興計画」に基づき、創造性と活力のある地域社会を築くための諸施策を効果的に展開していくために、次の視点に立って行財政改革を積極的に推進するものとします。

- (1) 事務事業は、生活環境の整備や福祉の増進と住民へのサービス向上を、最少の経費で最大の効果を挙げる経営感覚を養い、簡素で効率的な行財政運営

に努めなければならない。

- (2) 地方分権に伴い、地方公共団体自ら判断する領域が拡大することから、職員の意識改革は不可欠であり、職員の意欲と主体的な創意工夫の高揚に努めなければならない。
- (3) 職員は、自ら既存の枠組みや従来 of 発想にとらわれない柔軟な姿勢で、施策の企画立案や実施方策を実行し、行政運営に努めなければならない。
- (4) 行財政改革の推進に当たっては、住民参画の下に幅広く意見交換し、行財政運営に反映させるよう努めなければならない。

## 第2 計画期間

この改革プランに基づく行財政改革については、平成17年度から21年度までの5カ年間にわたって推進することとします。

## 第3 推進体制

行政改革推進本部は、実施計画を策定し、この改革プランに掲げる行財政改革を全庁的で効果的な進行管理を行うとともに、社会情勢や住民ニーズの変化に対応できるように見直しを行います。

また、住民の理解と協力のもとに行財政改革を推進するという観点から、改革プランの内容及び行財政改革の推進状況を公表するとともに、行政改革推進委員会に対しても、毎年度定期的に推進状況を報告し、その推進状況について必要な助言等を求めるものとします。

なお、行財政改革を推進する担い手である職員は、事務事業に対する情熱と意欲が必要であることから、行政改革推進本部は、積極的な職員提案を受けるとします。

## 第4 行政改革推進上の主要事項

### 1 事務事業の見直し

事務事業の再編整理は、簡素で効率的な行財政運営に努めることを原則とし、地方分権に伴い、地方公共団体自ら判断する領域が拡大することから、職員の意識改革は不可欠であり、職員の意欲と主体的な創意工夫の高揚に努め、職員は、自ら既存の枠組みや従来 of 発想にとらわれない柔軟な姿勢で、施策の

企画立案や実施方策を実行し、行政運営に努めなければならない。また、行財政改革の推進に当たっては、住民参画の下に幅広く意見交換し、行財政運営に反映させるよう努めなければならない。

本村財政は、県下において最も規模が小さく、その運営に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ限られた財源の中で、地域住民に不可欠な施策を重点選別主義により実施し、各般の施策を積極的に展開していくためには、時代のすう勢に応じた行政の果たすべき役割・機能に留意し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を十分に考慮し、次により事務事業の見直しを図るものとします。

#### (1) 事務事業の整理合理化等

- ① 全ての事務事業を対象に、全職員共通の認識のもとに見直しを行う。また、見直しに当たっては、地域住民等の外部の意見を十分に取り入れて行うものとします。
- ② 行政の責任領域を明確にし、関与の必要性、行政効率及び効果を吟味して、事務事業の整理合理化を図る。
- ③ 複雑多様化する行政需要や行政課題を的確に把握し、実施すべき施策の選択や重点化を図る。
- ④ 住民サービス提供や施策の実施に当たっては、行政組織の横断的な調整を行い、事務事業を総合的に実施する。
- ⑤ 新規の事務事業に当たっては、終期設定を徹底することとし、終期到来時には事業効果の分析を行い、当該事業の継続、廃止等の判断を行う。
- ⑥ 補助・単独事業にあつては、厳しい財政事情からその必要性和効果を十分検討し、財政負担を考慮しつつ適切な判断を行う。
- ⑦ 事務事業の実施に当たっては、受益と負担の公平確保の観点から、十分な検討を行う

#### (2) 民間活力（指定管理者制度を含む）の導入

事務事業の民間活力については、前行財政改革大綱に基づき、推進してきたところであるが、今後も行財政運営の効率化、住民サービスの向上が期待される分野にあつては、適正な管理監督の下に行政責任の明確化を図り、民間活力を計画的に導入します。

また、既に導入されている事務事業についても、導入効果が発揮される

よう、見直しを行うものとします。

指定管理者制度の導入に当たっては、住民サービスの向上と経済効果を十分に検討し導入を図ります。

### (3) 補助金等の整理合理化等

- ① 補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、廃止、統合、メニュー化等抜本的な整理合理化を図る
- ② 補助金についての終期の設定等、補助金の総額の抑制に努める
- ③ 補助金の新設は極力抑制することとし、新設する場合にあっては既存の補助金の等の整理を図る
- ④ 補助金等に係る事務について極力簡素化を図る

### (4) 参画と協働のむらづくり

住民、学生、事業者等と行政との協働の関係を築くため、連携体制づくりを進め、住民等の行政への参画機会の拡充に努めます。

また、ボランティア団体やNPO等の活動が活発に展開されるよう活動の支援を行います。

### (5) 行政評価の導入

限られた財源の中、事務・事業全般にわたり、最小の経費で最大の効果が上がっているか、行政が何を実施するのが適当か、住民に理解の得られる行政サービスであるか等、事業の妥当性、効率性、有効性を客観的に評価する仕組みの確立を図るため行政評価を導入します。

## 2 簡素で効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員を適切かつ有効に活用しながら、住民ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、簡素で効率的な行政運営に努めます。

### (1) 行政サービスの向上

住民と直接に接する担当窓口の接客では、真心のこもった対応を心がけ、迅速、的確な接遇の徹底を図ります。

### (2) 組織・機構等の見直し

新たな行政課題や住民ニーズに対応した施策を円滑に実施できるよう適時必要な見直しを行い、住民から見てわかりやすい簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

### (3) 定員管理・給与の適正化

定員管理については社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。

また、定員適正化計画（別紙1）の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行します。給与についてはその業務の性格や内容を踏まえつつ、平成18年度に地域給与制度を導入し、運用・水準の適正化に取り組みます。

### (4) 人材育成の推進・多様な人材の確保

行政改革の推進にあたっては職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組むことが大切であり、民間的な経営感覚やコスト意識、チャレンジ精神など職員の意識改革に努めます。

また、新たな行政課題に対応するための政策形成能力、法制能力、情報処理能力等を備えた人材の育成、人材の確保に努めます。

### (5) 行政情報化等の推進

情報通信技術の進展に対応し、行政事務の高度化、効率化並びに迅速化を図り、行政サービスの向上のため、行政情報化を積極的に推進します。

#### ① 総合行政ネットワーク（LGWAN）の積極的な有効活用

（福島県と県内市町村共同運用による電子申請システムの積極的な活用等）

#### ② 個人情報保護条例による個人情報保護と開示・訂正請求

#### ③ 個人情報保護条例による情報管理の徹底

#### ④ 高度情報通信ネットワークを活用した行政サービスの提供

#### ⑤ テレビ電話を活用した遠隔診療と薬の宅配

#### ⑥ 在宅健康管理システムによる住民健康管理

#### ⑦ 業務やシステム構築のための情報処理機器の整備

#### ⑧ 職員の情報処理・活用能力の向上施策

### (6) 情報公開の推進

情報公開の動向を見定め、適時に制度を導入できるよう資料のデータベース化等の情報管理に努め、情報公開条例を制定し、条件整備に努めます。

### 3 安定的で持続可能な財政運営の確立

#### (1) 財政の健全化

極めて厳しい財政状況に鑑み、財政構造改革の基本的考え方を維持し、限られた財源の中で経費の重点化、効率化、健全財政の堅持に努めながら、経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化（経費節減等の財政効果（別紙2））を図るとともに、次により事務事業の厳正な執行を図ります。

- ① 当初予算は、年間の見通しで編成することを原則とする。ただし、やむを得ず一般財源の増加を伴う補正の場合は、他の事務事業との振替により対処する。
- ② 予算は、早期収入適正支払いに努める。
- ③ 自主財源を確保し、その徴収率の向上に努める。
- ④ 特定財源を伴う事務事業は、当該財源の確保の見通しを明らかにし、困難な場合は、原則として事業そのものを縮減し、村債を財源とする事業は、額に変更が生じる場合は、財政当局と協議する。
- ⑤ 各種団体等に対する負担金、補助金等は、当該団体等の資金需要を見極め、交付時期を十分検討する。
- ⑥ やむを得ない事情により、予算の積算内容と異なる執行を余儀なくされる事態にあつては、財政当局と協議する。
- ⑦ 一般的経費については、さらに節減・合理化に努める。
- ⑧ 特別会計については、前記事項に準じ、収支の均衡を図り独立採算性を基本とする。

#### (2) 公共工事について

公共工事にかかる入札、契約手続きについては、住民の信頼を得るため情報の公開をはじめとする透明性の確保、適切な入札方式の採用など更なる取り組みを進めます。

### 4 地方公営企業の経営健全化

#### 簡易水道事業

本村簡易水道事業は、小規模であるが時代の要請に応えるべく健全で効

率的な発展を図るため、諸施策を実施し一層の経営基盤の強化と自立性の強化を推進します。

① 収益の向上

簡易水道事業としての経営安定を図るため、戸別訪問・チラシ配布等による新規水道加入者の促進、自家用井戸から水道への切替促進を図り、安全性の高い水道をPRするため定期的に広報活動を実施します。

② 料金の適正化・経費の節減

平成13年7月に供用開始されたばかりであるが、年度ごとの資金計画・事業計画を策定し、経費の削減に努め、水道料金収入と営業費用の収支均衡を図りながら、近隣市町村の料金を調査し、料金の適正化に努めます。

③ 民間活力の導入

これまで、検針業務は一部個人への業務委託と職員が実施していたが、今後は、役場他部門との調整を図りながら民間業者への委託も視野に入れて検討していきます。

④ 組織・定員の見直し

小規模事業所であることから、職員1人が他業務と兼務で担当し最低限の体制であるため、村全体の組織の中で一体として見直しを図ります。

5 第三セクターの抜本的な見直し

本村においては、村内に出資している第三セクターは無いが、県内地方公共団体間の出資による第三セクター（別紙3）があるため、今後、関係地方公共団体と協議しながら抜本的な見直しに取り組んでいきます。

第5 地方議会

地方分権による地方公共団体の条例の制定権の拡大に伴い、地方議会の果たす役割はますます増大していることから、自主的な組織運営の合理化、委員会審議の公開、住民のための議会運営等、地方議会の一層の活性化に努めます。

## 葛尾村定員適正化計画（平成17年度～平成21年度）

### 1 趣 旨

本村職員の定員管理については、「葛尾村職員定員管理計画」に基づき、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、事務事業の見直し等を行い、可能な限り職員数の抑制に努めてきました。

地方公共団体には、複雑多様化する行政需要への対応と個性的で活力ある地域社会の実現を、「自己決定・自己責任」の下に、最少の経費で最大の効果を挙げる政策形成が求められています。

村は、厳しい財政状況踏まえ、中長期的な視点に立った効率的な業務執行体制を構築しながら、適正な職員管理を行うため、「葛尾村定員適正化計画」を策定します。

### 2 今後の定員管理のあり方

#### (1) 定員適正化計画の基本的な考え方

##### ① 定員適正化目標（数・率）

定員モデルによる分析、定員管理の実績、将来の行政需要等を勘案して、平成17年度から平成21年度までの5年間で現員から5名削減し35名とします。

##### ② 主な定員適正化手法の概要

###### ア サンセット方式

有期事業については、事業終了時、定員のスクラップを原則とする。

###### イ 民間委託

委託化できるものについては積極的に委託する。

###### ウ 組織・機構改革

行政需要に対応した組織・機構改革を行うこととする。

###### エ 公務能率の向上

上記(1)～(3)を実現するため、「目標による行政運営」やQCの推進により公務能率の向上に努める。

#### (2) 定員適正化計画の年次別推進手順の概要

| 区 分 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 減 員 | 1  | 1  | 0  | 1  | 2  | 3  | 0  | 0  | 1  | 1  |
| 増 員 | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 差 引 | △1 | 0  | 0  | △1 | △2 | △3 | 0  | 0  | △1 | △1 |
| 職員数 | 43 | 43 | 43 | 42 | 40 | 37 | 37 | 37 | 36 | 35 |

(注) 各年の減員増員数は退職に伴うものである。

## 第三セクター出資金一覧

単位：千円

| 区          |                     | 分 | 出資金額  |
|------------|---------------------|---|-------|
| 公社・協会・財団関係 |                     |   | 3,801 |
| 出資         | 出資金                 |   | 2,264 |
|            | 農林水産関係              |   | 830   |
|            | 福島県農業信用基金協会         |   | 300   |
|            | 社団法人福島県林業協会         |   | 10    |
|            | 福島県土地改良基金           |   | 220   |
|            | 福島県畜産振興基金           |   | 300   |
|            | 開発関係                |   | 1,100 |
|            | 双葉地方土地開発公社          |   | 1,000 |
|            | 社団法人福島県国土調査測量協会     |   | 100   |
|            | その他                 |   | 334   |
|            | 社団法人福島県私学振興基金協会     |   | 90    |
|            | 財団法人福島県社会福祉施設整備基金協会 |   | 124   |
|            | 財団法人福島県総合社会福祉基金     |   | 120   |
| 出損         | 出損金                 |   | 1,537 |
|            | 福島県信用保証協会           |   | 660   |
|            | 職業訓練法人いわき情報処理開発財団   |   | 100   |
|            | 財団法人福島県きのこセンター      |   | 450   |
|            | 財団法人福島県建設技術センター     |   | 28    |
|            | 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団    |   | 229   |
| その他        |                     |   | 2,340 |
| 株式         | 株                   |   | 2,340 |
|            | 株式会社双葉産業廃棄物処理公社     |   | 1,250 |
|            | 株式会社日本フットボールヴィレッジ   |   | 1,000 |
|            | 株式会社福島県食肉流通センター     |   | 90    |
| 合 計        |                     |   | 6,141 |

参考（計画書には、掲載しない。）

退職勧奨による場合

| 区 分 | 1 2 | 1 3 | 1 4 | 1 5 | 1 6 | 1 7 | 1 8 | 1 9 | 2 0 | 2 1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 減 員 | 1   | 1   | 0   | 1   | 2   | 3   | 1   | 1   | 3   | 2   |
| 増 員 | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 2   | 2   |
| 差 引 | △1  | 0   | 0   | △1  | △2  | △3  | △1  | 0   | △1  | 0   |
| 職員数 | 4 3 | 4 3 | 4 3 | 4 2 | 4 0 | 3 7 | 3 6 | 3 6 | 3 5 | 3 5 |

（注）各年の減員増員数は退職に伴うものである。